

# 大阪市立環境科学研究センター一般業務会計年度任用職員要綱

制定；令和6年4月1日

## (目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市立環境科学研究センター一般業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、Word、Excel 等基本操作ができる者のうち面接により選考を行う。

- 2 合格者を成績順に採用候補者名簿に登録し、採用予定候補者名簿の順位に従い、採用予定者を決定する。
- 3 採用候補者名簿の有効期間は選考結果通知書の通知日から1年間とする。

## (再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績を総合的に勘案して判断するものとし、2回までは再度の任用ができるものとする。

## (業務内容)

第4条 会計年度任用職員は、次の業務に従事するものとする。

- (1) 検査・研究等の受付、料金の収納及び成績書の発行業務
- (2) その他庶務業務の補助

## (勤務地)

第5条 勤務地は、大阪市立環境科学研究センターとする。

## (勤務時間)

第6条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間帯は次のとおりとする。

- (1) 勤務日数 週4日もしくは週5日
- (2) 勤務時間 (週4日の場合) 午前9時00分～午後5時15分  
(週5日の場合) 午前9時00分～午後3時45分  
を基本とする。
- (3) 休憩時間 45分

(休日)

第7条 会計年度任用職員の休日については次の通りとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 月曜日から金曜日のうち本市が指定する1日

2 所属長は、前項の規定に関わらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難いときは、休日を別に定めることができる。

3 所属長は、前2項の規定に関わらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

4 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の6日前まで及び当該休日の翌日から当該休日の6日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定し、勤務時間は週30時間を超えないものとする。

(報酬)

第8条 会計年度任用職員の報酬等については、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」の定めるところによる。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境科学研究中心所長が定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。